

認定収入月額算定方法

1. 入居者と同居者全員分の前年の所得を調べる

入居者と同居者全員分の前年の所得を調べます。

各種「源泉徴収票」を確認するか、役場税務課にて有料で発行される「所得課税証明書」に記載されている「総所得」を参照して下さい。

※ここで使用するのは、所得税法上の所得です。所得の算出方法が分からない場合は、国税庁のホームページに計算方法などの記載がありますのでご活用ください。

※申込時の前年から申込時までの間に転職・休職・退職等している場合は、必要な書類が異なりますので、公募期間中に建築住宅課住宅担当までお問い合わせください。

2. 1で調べた世帯全員の所得を合計し下記の各控除分の金額を控除する

世帯全員の所得を合計し、給与所得または公的年金に係る雑所得がある者一人につき、10万円（10万円未満の場合は当該額）を控除し、該当がある場合は、下記の控除を行った額が申込者の「認定年間所得」となります。

控除名	控除対象	控除額
同居親族控除	申込者以外の同居しようとする親族	38万円×人数
別居扶養親族控除	同居者以外の扶養親族	38万円×人数
老人扶養控除	扶養親族のうち、70歳以上の人	10万円×人数
特定扶養親族控除	配偶者を除いた扶養親族のうち、16歳以上23歳未満で所得が48万円以下の人	25万円×人数
障害者控除	申込者及び同居しようとするもののうち ① 身体障害者手帳3～7級の交付を受けている人 ② 精神障害者福祉手帳2～3級の交付を受けている人 ③ 療育手帳B判定を受けている人 ④ 戦傷病者手帳第4～5項症の交付を受けている人	27万円×人数
特別障害者控除	申込者及び同居しようとするもののうち ① 身体障害者手帳1～2級の交付を受けている人 ② 精神障害者手帳1級の交付を受けている人 ③ 療育手帳A判定を受けている人 ④ 戦傷病者手帳特別～第3項症の交付を受けている人 ⑤ 原子爆弾被爆者で厚生大臣の認定を受けている人	40万円×人数
ひとり親控除	現に婚姻していない方または配偶者が生死不明などの方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方 ① 合計所得金額が500万円以下であること ② 総所得金額が48万円以下の生計を一にする子がいること ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	35万円
寡婦控除	上記の「ひとり親」に当たらない方で、次の①から③のいずれにも当てはまる方 ① 合計所得金額が500万円以下であること ② 以下のいずれかに該当すること ・夫と死別した後婚姻していない方または夫が生死不明などの方 ・夫と離別した後婚姻していない方で、扶養親族を有する方 ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	27万円

3. 2で求めた額を12で割る（認定年間所得÷12ヶ月＝認定収入月額）

2で計算した額は1年間の認定所得額なので、それを12で割り算をした額が申込者の「認定収入月額」となります。

4. 計算結果を各住宅の入居資格にある「認定収入月額基準」と照らし合わせる

ここまでの計算で求められた額が各住宅の入居資格に該当する場合、入居者の公募期間中に、建築住宅課住宅担当または各支所にて入居の申し込みをすることが出来ます。